

電気の経過措置料金解除に関する意見について

内閣府消費者委員会事務局

電力小売全面自由化が2016年4月から始まっているが、「規制なき独占」に陥ることを防止する観点から2020年3月末までは従来と同様の規制料金(経過措置料金)が残されている。この経過措置は原則として2020年3月末に撤廃されるが「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いとして経済産業大臣が指定する」供給区域については経過措置料金が存続することになっている。2019年4月以降、経済産業大臣が指定することが法律上可能となるため、経済産業省ではその基準等について議論を行っている。

電気は生活に不可欠かつ非代替的なエネルギーであり、経過措置料金解除が消費者の生活にもたらす影響は非常に大きい。消費者委員会では第288回本会議において、公共料金等専門調査会からの報告を受けて議論し、標記の意見を発出した。

電力小売自由化の状況等

公共料金等専門調査会での検討に当たりヒアリングを行った結果として以下の点を指摘している。

- (1) 電力小売自由化に関する基本的事項については正確な知識が十分浸透しているとは言えないこと及び経過措置を知らない人が大多数を占めていること。
- (2) 小売電気事業者の参入状況を見ると都市圏では多くの事業者が参入している一方で地方では相対的に少ないこと及びスイッチ

ングの状況では旧一般電気事業者^①から新電力事業者へのスイッチング実績が11.3%となっていること。

- (3) 相当数の消費者がスイッチングをする際に比較サイトを参考にしており、料金プランを比較検討するための重要なツールになっていること。
- (4) 新電力事業者のシェアは都市圏では高くなっているが地方では低くなっており、地域間にばらつきが見られるなど競争が十分に進んでいるとは言えないこと及び新電力事業者からは電源のアクセス等について公平を強く求める意見もあったこと。
- (5) 規制料金で設定されている三段階料金^②には高福祉社会の実現や省エネルギーの推進といった趣旨があるが、現状、低所得者層でも電気の使用量が多い世帯があるなど必ずしも高福祉社会の実現という目的に合致していないこと。

経過措置料金解除に対する意見

(1) 経過措置料金解除のための前提状況

消費者が自由に選択できる環境が整ったことが確認できてから経過措置料金の解除をすべきとして、具体的には以下の2点を指摘している。

- ① 競争圧力を働かせるためには経過措置が解除された時点において新電力事業者が調達等の競争条件において不利益を被らないようにすることが必要である。経過措置の解除に先立って競争の確保について

て検討を進め、その施策が機能することを確認した上で経過措置を解除すべきである。

- ② 市場が整備された場合でも、消費者が電力小売自由化に関する基本的知識や経過措置料金解除に関する正確な知識を身につけることが不可欠であることから、これらについての正確な認識が広がるまでは経過措置を解除すべきではない。

(2) 解除される地域への対応等

解除される地域がある場合の対応等について経済産業省に対し以下の3点を求めている。

- ① 当該地域の消費者がスイッチングを検討できるように十分な期間を確保するとともに、スイッチングに必要な情報提供を行うべきこと。
- ② 経過措置が解除された地域においても事後的に競争状態が失われることがあるため、解除後の競争状態について継続的に監視する体制や競争圧力が失われた場合の施策について解除前に策定し、公表すること。
- ③ 三段階料金の廃止を認める場合には、低所得者を保護するための三段階料金に代わる制度を検討すること。

① 小売全面自由化以前に一般の需要者に電力を供給していた事業者。東京電力、関西電力などの10社がこれに当たる。
② 使用量の多寡に応じて、三段階の料金単価が設定されたもの。第一段階はナショナルミニマムに基づく低廉な料金、第二段階はほぼ平均費用に対する料金、第三段階は限界費用の上昇傾向を反映し、省エネにも対応する料金となっている。